

## 前回の分科会において委員から出された主な意見

(令和2年度第4回社会福祉審議会(令和2年11月20日開催))

### 1. 用語の定義

- 用語の定義で、地域生活課題の定義に生活困窮も入れておいた方がいい
- 用語の定義で、地域住民の定義に違和感がある。敢えて定義をする必要はないと考える。

### 2. 基本方針1

- 基本方針1(2)③「民生委員・児童委員の環境整備」において、民生委員活動が「奥深い」ことも触れて欲しい。
- 基本方針1(2)「住民の参加による地域の支え合い・助け合い活動の推進」に助け合い活動への参加自体がその人の元気にもつながることを記載して欲しい。
- 基本方針1の順番、言葉を工夫した方がいいと思う。
- 大津市では、民生委員・児童委員さんと一緒にエンディングノート作って、そういうことを考える人向けの勉強会を地域で進めている。基本方針1にそういうくだりがあるといいと思う。
- 滋賀の福祉人としての社会福祉法人を創って、誰一人取り残さないイメージを社会福祉法人と共に大事にしていく、守りながら一緒に取り組んでいくことを記載していく必要がある。

### 3. 基本方針2

- 基本方針2（1）「種々の生活課題を抱える」の表現を滋賀県障害者差別共生社会条例と同じ表現「生活課題（生きづらさ）」とした方がいい。
- 「種々の生活課題を抱える本人および世帯などへの総合的な対応の推進」に障害者、高齢者を入れるべき。
- 高齢障害者で介護と障害の狭間で悩んでいる人がたくさんいらっしゃる。
- 子ども、高齢者、障害者に共通する課題だけでなく、各分野の従前からある課題についても記載する必要がある。
- 滋賀県の中で障害者、高齢者、子どもの計画と地域福祉支援計画を面的につないでいくべき。
- 各福祉分野を地域の中で包括的につないでいくのがこの計画だと思うので、各制度と制度の狭間を面的に出せればいいと思う。
- 包括的・重層的のところ、面的な所や分野横断的なことを示されるということだと思う。
- 各計画を地域福祉支援計画として推進できるようにすることが大切。
- 重点的な取組として「各計画の推進を図るための計画」等とするのも一案だと考える。
- 相談支援体制の中で相談に特化されるような印象を受けた。相談という視点だけでなく、地域づくりという視点が入った方がいいと思う。
- 重層的支援体制も包括ケアシステムも地域づくりの視点が含まれるので、書き換えるのであれば、「相談支援体制・地域づくりの推進」とし、両方を含めた方がいいと思う。
- 基本方針2 基本方針2（2）「感染症を含めた災害時の支援体制の構築」に災害ボランティア活動の促進、DWATを入れる方よい。
- 基本方針2（2）「感染症を含めた災害時の支援体制の構築」に複合災害が入った方がいいと思う。
- 成年後見制度の利用促進の説明を実情に合わせた内容にするべき。
- 社会福祉法人本体の経営が「誰一人取り残さない環境づくり」の役立っていることを県として打ち出していただけるといい。基本方針2のどこかに入れていただく場合は（6）のタイトルを変えて入れていただくか、一つ項目を増やして記載いただくかがよいかと思う。

#### 4. 基本方針3

- 働き手の働きやすい環境、権利、キャリアアップができることを記載すべき。
- 資質向上の中に、研修を盛り込んでおくべき。
- 障害分野の相談部門は、相談員が疲弊している状況である。相談支援の重点的な取組の中に職場の働き方を盛り込むべき。
- 基本方針3（2）「専門職の確保・育成・定着」に障害のある方についても記述すべき。その人ならではの介護の現場、保育の現場でいい持ち味を出していただいて活躍されることを考える。
- 基本方針3「福祉人づくり」で、介護職だけではなく、保育士、障害支援等様々な所で人材不足が言われているため、面的な福祉職という捉え方が大事である。

#### 5. 指標

- 今後5年間の重点的な取組が重層的支援体制整備事業の実施市町数だが指標というのは、少しさみしい。
- 5年間に重層的支援体制整備事業実施市町数ということよりも、この5年間にいかに総合相談、地域づくりが進んだかということが大切。この事業を実施したかどうかということだけが指標に入らない方がいいと思う。
- 「滋賀の福祉人」を指標にいかに入れるか、他の福祉分野の計画との連携をどうするかを指標に入れるとかも出てくるかと思う。